

建築物等の解体等における石綿使用の事前調査 及び調査結果の掲示について

工事施工業者及び工事発注者の皆様へ



建築物等を解体等（解体、改造、補修）する作業を伴う建設工事（解体等工事）の受注者及び自主施工者は、大気汚染防止法に基づき、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについての調査（事前調査）を実施し、事前調査の結果を解体等工事の場所において掲示することが義務付けられています。

◎事前調査について

次の点に注意して事前調査を実施してください。

- 事前調査は、特定建築材料の使用の有無を分析（日本工業規格（JIS）A1481-1、A1481-2 又は A1481-3 等）により調査することのほか、目視、設計図書等を確認することにより行うことが含まれます。しかし、目視、設計図書等により調査する方法では**特定建築材料の使用の有無が明らかにならなかった場合には、特定建築材料の使用の有無を分析により調査することが必要**です。
- 設計図書等のみで判断せず、現地調査を行い設計図書等との整合性の確認が重要**です。
- 吹付け石綿が使用されていないことが明らかな場合において、特定建築材料が使用されているものとみなして法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、分析による調査は必要ありません。
- 事前調査は、石綿障害予防規則の規定に基づく事前調査と兼ねて実施しても差し支えありません。



◎事前調査結果等の掲示について

解体等工事が特定工事に該当するかどうかにかかわらず、工事の期間中、解体等工事現場において以下の事項を公衆に見やすいように掲示板を設けることにより掲示しなければなりません。

- 事前調査の結果
- 調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- 調査を終了した年月日
- 調査の方法
- 当該工事が特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類

(参考例)

レシート1. 2(石綿届出対象)記入欄

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

●労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第30条第5号の2)の規定による計画の届出
○石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出
●大気汚染防止法第18条の15第1項の規定による作業実施の届出
を行っておきます。
石綿障害予防規則第3条第3項及び大気汚染防止法第18条の17第4項及び同法施行規則第16条の4第1号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定じん排出等作業について以下のとおり、お知らせいたします。

事業場の名称: ○○建設株式会社 ○○○○解体工事作業所		発注者等(大気汚染防止法による届出者)	
届出先及び届出年月日	発注者(労働安全衛生監督官)	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	住所
平成○○年○○月○○日	○建設株式会社	○建設株式会社 代表取締役 ○○ ○○	○建設株式会社
調査終了年月日	調査方法(調査場所)	元請業者(特定工場の施工者(請負業者))	住所
平成○○年○○月○○日	○建設株式会社	○建設株式会社 代表取締役 ○○ ○○	○建設株式会社
解体等工事期間	調査結果の概要(部分と特定建築材料の種類)	現場責任者氏名	住所
平成○○年○○月○○日 ~ 平成○○年○○月○○日	1階 柱脚部 吹付け石綿 アセチル 2階 金庫室 石綿を含む耐火被覆材 クラシタル 3階 事務所内PS 石綿を含む耐火被覆材 アモック 4階 給湯室 石綿を含む耐火被覆材 クラシタル 5階 天井スラブ 吹付け石綿 クラシタル	○建設株式会社 代表取締役 ○○ ○○	○建設株式会社
特定じん排出等作業の方法	特定じん排出等作業の方法	氏名又は名称	住所
○建設株式会社	○建設株式会社	○建設株式会社	○建設株式会社

事前調査をせず、その結果、適切な対策を行わないで解体等工事を行った場合、アスベスト被害の発生が懸念されます。



特定建築材料以外のアスベスト含有建材の 適切な処理のお願い

特定建築材料以外のアスベスト含有建材の適切な処理について

アスベスト含有成形板など、特定建築材料以外のアスベスト含有建材（レベル3建材）については、特定建築材料に比べ、相対的にアスベストの飛散性は低いものの、除去作業時に破砕や切断するなど、その**取扱いが不適切な場合、アスベストが飛散する恐れ**が指摘されています。

◎主な特定建築材料以外のアスベスト含有建材

石綿含有成形板（石綿含有スレート波板、石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有ビニール床タイル等）、石綿セメント管、石綿含有ガスケット等

◎レベル3建材の除去作業に関する主な留意事項

- ・**原則として常時散水する等湿潤化し、手作業にて丁寧に剥がし**、破損したレベル3建材は、**丈夫なビニール袋やシートに囲い、小口や劣化部分からのアスベストの飛散防止**を図ること。
- ・**やむを得ず切断等を行う場合は、散水やHEPA フィルター付き局所集じん装置を使用**する等アスベストの飛散防止を図ること。
- ・アスベストを**飛散させるおそれのある場合は、解体施工部分の外周部分を鋼製パネルや養生シート等で隙間なく囲む**こと。

参考資料

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル (<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>)

お問合せ先

ご不明な点がございましたら、最寄りの保健所又は県庁までご連絡願います。

お問合せ先		電話番号
四国中央保健所	衛生環境課	0896-23-3360
西条保健所	環境保全課	0897-56-1300
今治保健所	環境保全課	0898-23-2500
中予保健所	環境保全課	089-941-1111
八幡浜保健所	環境保全課	0894-22-4111
宇和島保健所	環境保全課	0895-22-5211
県庁	環境政策課	089-912-2347

アスベストの飛散防止にご理解・ご協力願います！

